

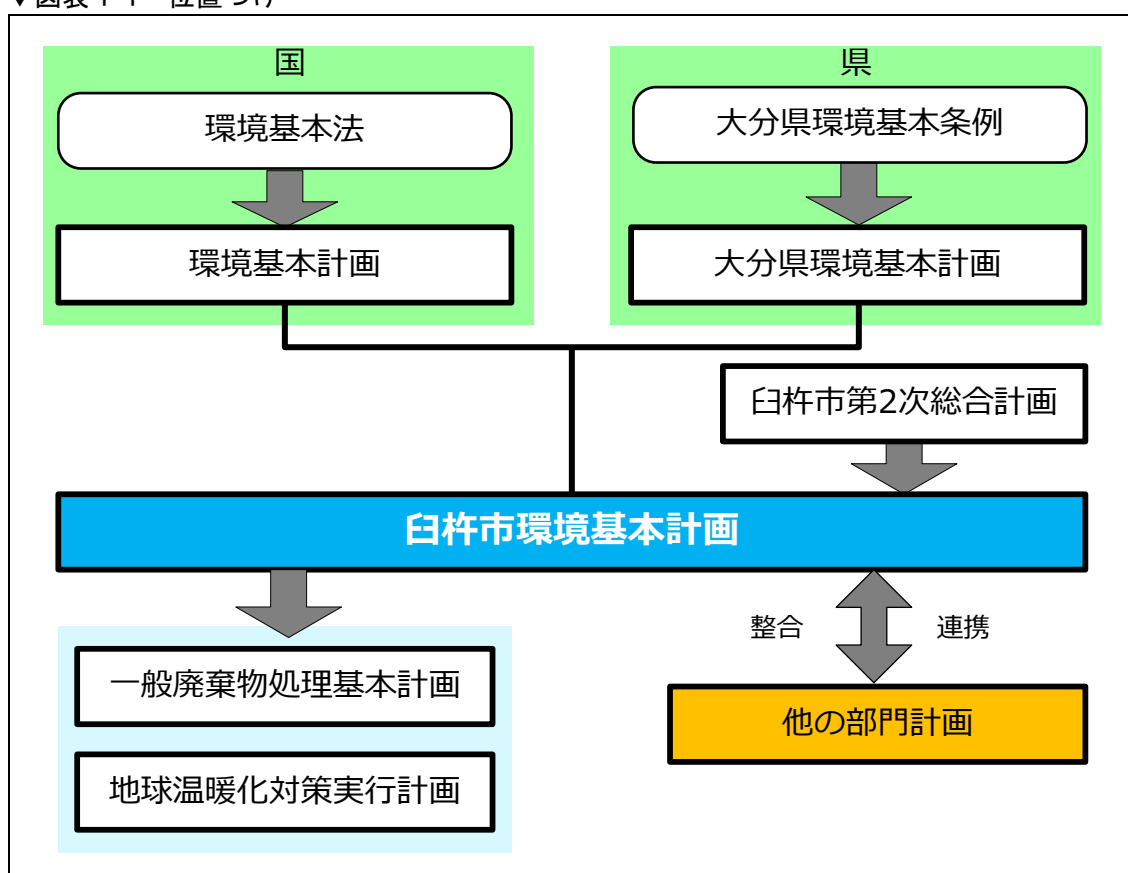
第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的

臼杵市環境基本計画（以下「本計画」という）は、本市が誇る素晴らしい環境を未来に伝えていくため、環境に関する市の施策を、中長期的な視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

本計画では、本市のあるべき「環境像」や「基本目標」を定め、環境の保全や創造に必要な基本的事項を明らかにしたうえで、これらを実現させるために、今後の市民及び事業者の行動指針並びに、環境行政の行動指針に関する各種施策の方向性及び取組内容を示した計画としています。

▼図表 1-1 位置づけ



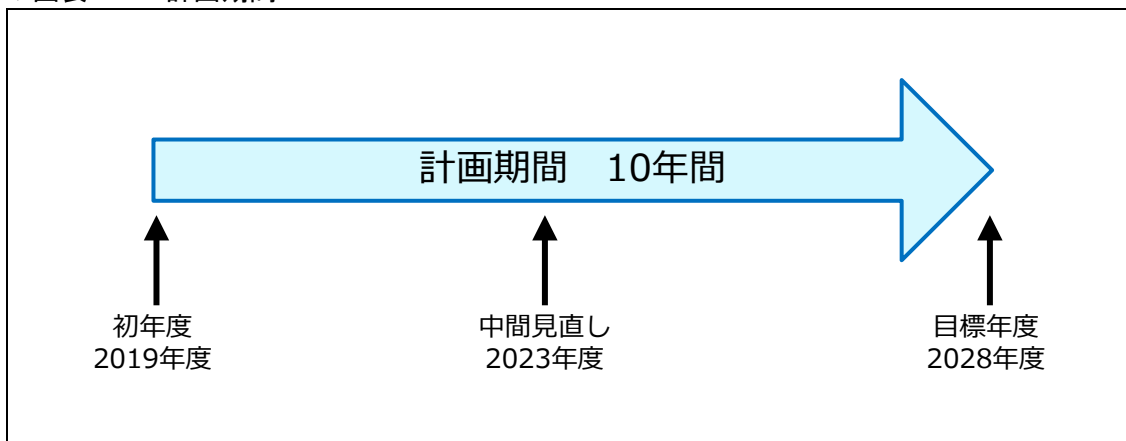
第2節 計画期間

本計画の計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。

なお、中間年度の2023年度には、初年度から2022年度までの期間における本市を取り巻く環境や社会状況の変化などを踏まえたうえで、各種施策の進行状況を確認し、見直しを行うものとします。

なお、本計画期間中に大幅な社会情勢の変化などが生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

▼図表 1-2 計画期間



第3節 計画対象の範囲

本計画で取り組む環境要素の範囲は、市民の身近な生活環境から地球温暖化などの地球規模の環境問題までとします。

なお、本計画における計画対象を、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の3つの分野と、それらを支える「環境保全活動」を加えた4つに分類します。

▼図表 1-3 対象とする環境要素

対象	対象となる環境要素
生活環境	大気、水、騒音、振動、悪臭、廃棄物、歴史・文化財、景観 等
自然環境	森林、河川、自然資源、生物多様性 等
地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー、オゾン層破壊 等
環境保全活動	環境教育、環境学習、環境情報

第4節 各主体の役割

本計画の主体は、市民・事業者・臼杵市の三者とします。

また、本計画を効果的に推進するためには、各主体が互いに協力・連携し、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

本計画における各主体の役割は、次のとおりとします。

▼図表 1-4 各主体の役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める。・ 環境保全に関する活動に積極的に参加する。・ 市が実施する環境保全のための施策に協力する。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める。・ 市民などが行う環境保全活動に協力する。・ 市が実施する環境保全のための施策に協力する。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">・ 環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。・ 市は自ら率先して環境負荷の低減に努める。・ 市民、事業者が行う環境保全活動への支援を図る。

第5節 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。

▼図表 1-5 環境基本計画の構成

